

こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会 平成 25 年度 第 2 回 太陽光発電検討部会 議事概要

【日 時】平成 26 年 2 月 12 日（水）10:00～12:00

【場 所】高知会館 平安

【出席者】<委員>林功 委員、荒川浩一 委員、奥田敏弘 委員、山本稔 委員、池田康友 委員、
山崎孝志 委員、尾崎泰嗣 委員

<地域コーディネーター候補>中村将大 氏、橋本敏男 氏

<事務局>（新エネルギー推進課）塚本愛子 課長、上岡啓二 課長補佐、那須拓哉 チーフ

【欠 席】島崎哲 委員

1 議 題

- (1) 進捗報告について
- (2) 報告書（案）の記載内容等について
- (3) その他（公共施設の屋根を活用した太陽光発電について、地域 C o 報告）

2 会議要旨

【進捗報告及び報告書（案）について】

（事務局より、資料 1 の報告書（案）にて進捗状況等を報告、説明）

（池田委員より補足説明）

- ・モデル的に事業を開始したが、結果として事前の検討が不足していた面があった。
- ・自治会が実施する場合でも法人税がかかるとなれば、市の補助金を活用しても投資回収できない。
- ・余剰売電であっても収益がある場合は収益事業とみなされる。
- ・国税の法人税は 15%程度なのでカバーできるが、法人市民税の均等割 6 万円や法人県民税の 2 万円の負担が大きい。
- ・市としても、補助金として支援している案件なので、減免も含め今後の対応を検討している。
- ・一方で、ワークショップの内容としては、町内会役員は非常に前向きで、個人の住宅に導入している方から良いという発言もあり、後押しとなった。
- ・自治会として導入して良かったということとなれば、普及促進につながると考えている。
- ・地域のコミュニティ組織が自ら所有する建物に公益目的のために余剰売電するというような取扱となるよう国にも要望したいと考えており、この事業が続くよう努めたい。

<質疑等>

（委員）

- ・法人格を有するというのは、どのような取扱となるのか。

（委員）

- ・基本的には、個人でなければ法人という整理。
- ・PTAも同じで、定款などで特定の目的を持った組織となる。

（委員）

- ・余剰売電が課税対象事業とみなされるということか。

（委員）

- ・自治会でも自動販売機を設置した場合は収益事業となるため、余剰売電も収益だという見方。

（委員）

- ・課題となっているのは、法人県民税と法人市民税ということか。

（委員）

- ・このような小さな事業では、均等割の税金は影響が大きい。
(委員)
- ・県は何か方策等はあるのか。
(委員)
- ・県にはこれからお願いにいきたいと考えている。
- ・このような小規模なもので、これまでは納税者でなかった主体が実施するという事例は今後出てくる可能性もあり、検討課題である。
(委員)
- ・グリーン投資減税などは検討していないか。
(委員)
- ・グリーン投資減税は10kW以上の設備となり対象外となる。
- ・一方、個人が実施する場合は、雑所得扱いとなり年間20万円を超えなければ事実上課税はない。
(委員)
- ・小規模な全量売電でも同じ。
(委員)
- ・FITの38円は法人税も含めた単価設定となっており、全国的にもこのようなコミュニティ支援にチャレンジしている自治体もある。
- ・国に対しては要望しながら、市としてはできる限りの対策をしたい。
(委員)
- ・自治会の試算表では発電量の見込みがかなり低いように思えるが、実績はどうか。
(委員)
- ・12月に連系したばかりなので、実績としてはこの程度の数値となる。
(委員)
- ・12月の発電量は少ないが、通常設備利用率は14%から15%ぐらいはある。
(委員)
- ・固定資産税は別途かかってくるのではないか。
(委員)
- ・かかってくる。
(委員)
- ・二酸化炭素を出さないようにするためにはコストがかかるということ。
- ・11年目以降はどうなるかという問題もある。
- ・前提として、この10年でコストが下がるということだと思うが、補助は事業を興すことや導入させるということへの手段であり、コストを下げるという部分には機能しない。
- ・条例化することなどできないか。
(委員)
- ・飯田市の例のような条例制定はなかなか難しいが、研究課題ではある。
- ・もともと申告納税している法人であれば課税にも耐えられるが、町内会以外でも中山間地域でプレイヤーとなる(事業展開をしようとする)場合も同様の問題が起こる。
(委員)
- ・自治会が主体となっているが、何人かで組合を作ってLLP(有限責任事業組合)を組織する場合はどうか。
(委員)
- ・検討している。

- ・町内会でも、税法上は土地建物に対しても課税対象。ただし、公益性のあるという特別な理由から減免としている。
- ・今回の収益事業に対しても、同様の取り扱いをした場合、減免している土地建物を利用して利益を得ることとなるため、土地建物の減免が適当なのかという疑義が生じる可能性もあり、慎重に検討する必要がある。

(委員)

- ・減免は各市町村で取扱が異なり、非常に難しい問題。

(委員)

- ・色々と類似事案が出てくるので、それぞれつぶしていかないとできない。

(委員)

- ・減免には、相当の要件がないとできないと思う。

(委員)

- ・公益性という側面といっても、他にも似た事例がたくさんあるので難しい。

(委員)

- ・会計を明らかにしてもらわなければいけないので、それもなかなか難しい。

(委員)

- ・市の議会にはありのままを報告する予定。ご意見を聞きながら今後の対策を検討していく。

- ・実際、町内会としては、申告すること自体に抵抗感があると思う。

(地域 Co)

- ・自治会のみなさんの反応は。

(委員)

- ・驚かれたとともにお叱りを受けたが、集会所に導入することは良いことで今後も良い形で取り組めるよう調整を頑張ってくれという意見。

- ・今後、本当に進められるかどうかということも含め、市の対応としては現在検討中。

(委員)

- ・全国的にはどうなのか。報告書の中で、これを解決しないと進まないという内容の記載は可能か。(事務局)

- ・検討部会の意見を踏まえた形にしていきたいが、環境省との調整もあり、その点をご了承いただきたい。

【公共施設の屋根を活用した太陽光発電について】

(事務局より、資料2-1にて県の取組等を説明)

<質疑等>

(地域 Co)

- ・是非、県でも取組を進めていただきたい。
- ・土佐清水市でも休廃校となっている3つの施設の公募があり、土佐清水再生可能エネルギー推進協議会が借り受ける事業者として選定された。
- ・土佐清水市では、直営事業、県スキームでの官民協働事業を実施しており、次には民が主導して実施していかないと進まないという考え。
- ・住民がメリットを享受できる仕組みを県も作っていただきたい。
- ・土佐清水の案件では、全体で136.4kWの出力規模を計画している。
- ・一般的な課題としては、使用料の問題があると思う。土佐清水市では評価額の4%という基準で、

地価が安いので使用料はそれ程高くはないが、高知市などは地価が高いため使用料が高くなると思う。

- ・50kW 未満の設備の導入という仕組みで、ある程度の採算ベースでの設定は可能なので、その辺りの調整をお願いしたい。

(委員)

- ・土佐市はどうか。

(委員)

- ・設置して間もないが、使用料は売り上げの5%となっており決して安くはない。
- ・全国的には100円/㎡が多いが、あまり変わらない程度。
- ・設置業者からは、他にも借りられる施設はないかという声もあるので、県が率先して実施すれば広がると思う。

(地域 Co)

- ・土佐清水市の例では、試算上、使用料が20年で1千万円、固定資産税は380万円程度が市に入る。
- ・また、災害時の電源として使えることが協定にうたわれている。

(委員)

- ・屋根貸しの課題は、使用料もあるが、目的外使用許可でいくかどうかということ。

(委員)

- ・施設の直接の所管ではないので詳しくはわからないか、実施している自治体はその辺りは明確ではないのではなかとと思う。

(地域 Co)

- ・土佐清水では、普通財産に変更するという事も視野にいれている。行政財産の場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の懸念もあるようだ。

(委員)

- ・土佐清水は、休校の施設か。

(地域 Co)

- ・休廃校の施設。行政財産でも貸す場合の理解が得られると考えている。

(委員)

- ・避難所の指定としてはどうか。

(地域 Co)

- ・土佐清水市としては、校庭は仮設住宅等への利用が想定されるため貸さないという方針。
- ・3施設全て耐震性はあるという判断ができています。
- ・リスクは、借りる事業者の判断という考え。

(委員)

- ・借りる側として、民間の課題はあるか。

(委員)

- ・高知県は森林率84%ということもあり、大規模太陽光発電の適地がほとんどない。
- ・自治体施設の利用は、普及促進につながると思うが、20年後の現状復旧ということが課題ではないか。
- ・現状復旧に要する費用の積算は難しく数値として出ていない。また、その資金をどのように手当てしていくかということもある。
- ・導入したが20年間最後までできないということもあり、破たんした場合の質権設定ができるかということもある。
- ・また、キャッシュフローをもって金融機関が融資に納得していただけるかという懸念がある。

(委員)

- ・土佐市の場合、20年経過した後は市が設備を引き取るということとなっている。
- ・あまりにも業者にリスクを押し付けると大変になる。
- ・事業実施に当たって、防水工事は市が先行して実施した。20年後も業者には求めている。

(地域 Co)

- ・土佐清水の場合、防水までは求められていないが、雨漏りした場合は事業者が修繕ということとなっている。

(委員)

- ・雨漏りの直接的原因の判定が難しいと聞いている。

(委員)

- ・鉄筋コンクリート造などは、どこから漏れているかわからない。

(委員)

- ・廃校などを利用する場合は、他への影響は少ないと思うが、例えば高知市の中央卸売市場などは、直接的な損害を受ける方々がいる。
- ・そういった意味でも、金融機関への説明も難しいと思う。

(委員)

- ・リスクの負担と責任分担は非常に難しいため、予めわかる範囲で決めておくというのが一つの方策。
- ・収益面より、非常電源の確保という観点で優先して進めている例もある。
- ・我々も高知新港で50kWの設備の工事を行っている。ある程度の高さはクリアしているが、津波で浸水するというリスクはお互いが確認できている。
- ・収益は長く見れば何とかなる程度、非常電源の確保が優先された。
- ・公益性のある部分という意味では、公共施設の屋根の活用は良いと思う。

(地域 Co)

- ・土佐清水でも南海地震に対する危機感があり、多少でも電気があれば非常時に情報が入ってくる。
- ・再エネを普及させるためには、行政側もある程度リスクを担うべきであり、包括的に普及していくことが重要。
- ・また実際、収益性は少なくビジネスにはならないかもしれないが、再エネを進めようとする皆さんの意識を大事にしたいと思う。そのような人は他の地域でもいると思うので、県も一定でリスクを担って事業を進めていただきたい。

(委員)

- ・民間にリスクを押しつけるということは、貸さないということと同じ。
- ・土佐市は市長が新エネを推進しているし、使用料収入は20年で1000万円程度となり、屋根の修繕にも充てられる。

(委員)

- ・是非進めていただきたい。
- ・どちらかというと資金をもった方が進めているというのが多いが、今の若者たちがソーシャルビジネスとして捉え、それに加わるような配慮があればいいと思う。
- ・小さくても新しいビジネスの機会だと思う。

(委員)

- ・貸す側の悩みとしては、市職員のみが業務を行っている公共施設に関しては市がリスクを担保すればできるが、市場のような民間が活動している施設では、関係者の合意形成が複雑となる。
- ・学校もPTA等の反対があると難しくなると思う。

- ・また、構造計算の確認も悩ましい問題である。

(委員)

- ・よさこいメガソーラーとして、実務的に休日などに故障が発生しても施設に立ち入れないという場合などもあるかと思うが、施設管理者から鍵を預かっているか。

(委員)

- ・高圧線を利用している施設は管理者がいるので連絡すれば対応可能だが、低圧線の場合は故障が出ても次の検針までわからない。
- ・ただし、現状では大きなトラブルは起こっていない。

(委員)

- ・貸す側と借りる側の課題が多くあり、その辺りを調整して前に進めていただきたい。

【地域コーディネーター報告】

(資料3により、地域コーディネーター候補の研修会及び視察への参加報告)

(地域Coより、スライドを利用して木質バイオマス利用、半農半電、公共施設へのPV設置の視察についての詳細な説明)

<質疑等>

(委員)

- ・木質バイオマスの材料は、主に切り捨て間伐材か。

(地域Co)

- ・そのとおり。儲けは無いという話。

(委員)

- ・材料は高騰しているようだ。入口と出口の問題もあると思う。

(地域Co)

- ・最初に生産者の皆さんと話をしないといけないと思う。

- ・材料提供者、ペレット生産者、使う側の人たちがどれだけ連携をとれるかということが重要。

(委員)

- ・半農半電（農業と売電で収入を得る）のように第一次産業と再エネはセットで考えるべきだと思っていたが、進まない課題は何か。

(地域Co)

- ・農地法の関係が大きいと思う。

- ・2013年に農水省からの通達もあり、基礎部分の転用手続きや80%以上の収穫量の確保という条件で可能となっており、一定規制緩和も進んでいるようだが、それぞれが農業委員会の判断となるため、各県ではバラバラではないか。

(委員)

- ・自前で設置されている設備は、強度の問題とか大丈夫か。

(委員)

- ・風圧等に耐えられるかどうか心配だが。

(地域Co)

- ・設置は協議会のメンバーで実施しているようだが、メンバーの中にもある程度の専門家もいるようだ。

- ・斜陽植物、遮光植物などあるが、ほとんどの植物が大丈夫という話。

(事務局)

- ・ 建築確認に関しては、国交省から先日通達があり、ソーラーシェアリング等で営農者が設置を行う場合は建築確認が不要という内容だった。
- ・ また、インターネットで調べた情報ですが、作物としても、みょうが、にら、里芋、ショウガなどは影響があまりないということで、農家の協力が得られれば県内でも可能性があるのではないか。

(委員)

- ・ これまでは、太陽光を設置すると農業が再開できないイメージがあったが、ソーラーシェアリングだとその問題もない。
- ・ また、建築コストも抑えられそうだが、風圧に対する強度などについて研究する価値はあると思う。

(委員)

- ・ その他で意見が無ければこれで終わりとする。
- ・ 報告書の取りまとめについては、事務局へ一任ということでお願いします。

以上